

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	<p>① 中央防災会議及びその下に設けられる専門調査会や防災に関する各種の有識者会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。</p> <p>② 都道府県防災会議における女性委員の割合について、30%目標に向け、各都道府県に対して、女性委員の割合が高い事例を提供するとともに、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。</p> <p>③ 市町村防災会議について、都道府県防災会議の最近の動向や女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどにより、女性委員のいない市町村防災会議については、これを早期に解消することに加え、女性委員の割合について30%目標に向けた取組を促進するよう、都道府県の協力も得て、市町村に対して要請する。</p> <p>⑤ 応急対策における男女共同参画を推進するため、災害対策本部の構成員に女性職員や男女共同参画担当の職員を配置するよう、地方公共団体に対して要請する。</p>
(2)	主な施策の取組状況	<p>平成24年6月27日付け「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」により、災害対策基本法第15条第5項に新たに加えられた第8号「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは女性等の代表者を想定している旨通知し、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画の拡大を促した。</p> <p>また、第4次男女共同参画基本計画策定以降、計5回地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨防災基本計画に盛り込み、災害対策基本法第34条第2項の規定に基づき、各都道府県宛て通知した。</p>
(3)	取組結果に対する評価	
(4)	今後の方向性、検討課題等	同取組を継続して実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	11	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立																																																																																																	
	②施策	1	防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進																																																																																																	
	③具体的な取組(大項目)	ア	防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大																																																																																																	
	④具体的な取組(小項目)		-																																																																																																	
	⑤具体的な取組(内容)		<p>② 都道府県防災会議における女性委員の割合について、30%目標に向け、各都道府県に対して、女性委員の割合が高い事例を提供するとともに、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。</p> <p>③ 市町村防災会議について、都道府県防災会議の最近の動向や女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどにより、女性委員のいない市町村防災会議については、これを早期に解消することに加え、女性委員の割合について30%目標に向けた取組を促進するよう、都道府県の協力も得て、市町村に対して要請する。</p> <p>⑤ 応急対策における男女共同参画を推進するため、災害対策本部の構成員に女性職員や男女共同参画担当の職員を配置するよう、地方公共団体に対して要請する。</p>																																																																																																	
(2)	主な施策の取組状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県に対する文書による取組依頼</li> <li>・男女共同参画の視点による防災研修プログラム(2018年6月)、男女共同参画の視点からの平成28年熊本地震対応状況調査により、女性委員の割合が高い事例を提供</li> <li>・毎年、都道府県及び政令市向けに実施している男女共同参画主管課長会議及び初任者研修において、地方防災会議(都道府県及び市町村)において女性委員の割合が高い事例を提供。</li> </ul>																																																																																																	
(3)	取組結果に対する評価		<p>地方防災会議における女性委員比率については、成果目標に届かないものの、増加傾向にあり、都道府県、市町村共に推進されている状況にある。</p> <p>しかしながら、都道府県ごと、市町村ごとの推進状況を見ると、40%を超える地方公共団体(県、市町村)がある一方、市町村では女性委員がいない防災会議も多く残っており(うち、88%が町村)、取組状況の差が生じている。</p>																																																																																																	
(4)	今後の方向性、検討課題等		<p>最終目標年度(32年度)までにできる限り目標へ近づけるため、好事例の周知を含め、引き続き地方公共団体へ働きかけていく。</p> <p>また、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に関する検討会」における議論を踏まえ、関係府省庁とも連携を図りながら、取り組んでいく必要がある。</p>																																																																																																	
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<p>◎都道府県防災会議委員の女性割合：15.7%</p> <p>◎市町村防災会議委員の女性割合：8.4%</p> <p>&lt;参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合(平成30(2018)年)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">防災会議合計</th> <th colspan="7">防災会議の委員に占める女性の割合</th> <th rowspan="2">女性の割合の平均(%)</th> </tr> <tr> <th>0%(いない)</th> <th>1~5%未満</th> <th>5~10%未満</th> <th>10~20%未満</th> <th>20~30%未満</th> <th>30~40%未満</th> <th>40%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>(会議数) 47</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>29</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%) 100.0</td> <td>0.0</td> <td>2.1</td> <td>21.3</td> <td>61.7</td> <td>8.5</td> <td>0.0</td> <td>6.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>(会議数) 1,608</td> <td>385</td> <td>231</td> <td>471</td> <td>438</td> <td>63</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%) 100.0</td> <td>23.9</td> <td>14.4</td> <td>29.3</td> <td>27.2</td> <td>3.9</td> <td>0.8</td> <td>0.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>(会議数) 778</td> <td>46</td> <td>100</td> <td>280</td> <td>291</td> <td>46</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%) 100.0</td> <td>5.9</td> <td>12.9</td> <td>36.0</td> <td>37.4</td> <td>5.9</td> <td>1.2</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>(会議数) 830</td> <td>339</td> <td>131</td> <td>191</td> <td>147</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%) 100.0</td> <td>40.8</td> <td>15.8</td> <td>23.0</td> <td>17.7</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>0.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		防災会議合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合の平均(%)	0%(いない)	1~5%未満	5~10%未満	10~20%未満	20~30%未満	30~40%未満	40%以上	都道府県	(会議数) 47	0	1	10	29	4	0	3	15.7		(%) 100.0	0.0	2.1	21.3	61.7	8.5	0.0	6.4		市区町村	(会議数) 1,608	385	231	471	438	63	13	7	8.4		(%) 100.0	23.9	14.4	29.3	27.2	3.9	0.8	0.4		市区	(会議数) 778	46	100	280	291	46	9	6	10.4		(%) 100.0	5.9	12.9	36.0	37.4	5.9	1.2	0.8		町村	(会議数) 830	339	131	191	147	17	4	1	5.5		(%) 100.0	40.8	15.8	23.0	17.7	2.0	0.5	0.1	
	防災会議合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合の平均(%)																																																																																											
		0%(いない)	1~5%未満	5~10%未満	10~20%未満	20~30%未満	30~40%未満	40%以上																																																																																												
都道府県	(会議数) 47	0	1	10	29	4	0	3	15.7																																																																																											
	(%) 100.0	0.0	2.1	21.3	61.7	8.5	0.0	6.4																																																																																												
市区町村	(会議数) 1,608	385	231	471	438	63	13	7	8.4																																																																																											
	(%) 100.0	23.9	14.4	29.3	27.2	3.9	0.8	0.4																																																																																												
市区	(会議数) 778	46	100	280	291	46	9	6	10.4																																																																																											
	(%) 100.0	5.9	12.9	36.0	37.4	5.9	1.2	0.8																																																																																												
町村	(会議数) 830	339	131	191	147	17	4	1	5.5																																																																																											
	(%) 100.0	40.8	15.8	23.0	17.7	2.0	0.5	0.1																																																																																												
(6)	参考データ、関連政策評価等																																																																																																			

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について								
(1)	①分野	11	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立					
	②施策	1	防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進					
	③具体的な取組(大項目)	イ	防災の現場における女性の参画拡大					
	④具体的な取組(小項目)		-					
	⑤具体的な取組(内容)		① 消防吏員、警察官、自衛官、海上保安官等について、意欲のある女性とその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用拡大に取り組むとともに、職場環境の整備、職業能力の向上及び心身の健康の保持増進に取り組む。					
(2)	主な施策の取組状況	各都道府県警察において、取組計画をそれぞれ策定し、女性警察官の採用・登用拡大に向けた取組を推進している。 また、保育施設や女性用施設(仮眠室、トイレ等)を整備するとともに、女性職員向けのキャリアアップ研修や育児休業中の職員への研修等職員の実情に応じたきめ細かな支援を実施している。						
(3)	取組結果に対する評価	採用に関して、各都道府県警察において、女性職員の積極的な採用を推進しており、平成30年度には、1,833人(新規採用者に占める比率19.0%)の女性警察官が採用された(参考:平成26年度1663人)。 登用に関しても、女性警察官の職域拡大に取り組んでいるほか、警察署長や警察本部における部長職をはじめとする幹部への登用も進んでいる。						
(4)	今後の方向性、検討課題等	地方警察官に占める女性の割合について、令和5年までに10%程度にするとの成果目標に向けて順調に推移しているところ、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。						
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<成果目標> 地方警察官に占める女性の割合 9.8%(平成31年4月1日現在)						
(6)	参考データ、関連政策評価等	項目		H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
		地方警察官に占める女性警察官の割合	地方警察官数	259,972人	261,124人	262,130人	262,245人	261,782人
			女性警察官数	20,947人	22,119人	23,410人	24,587人	25,540人
			割合	8.1%	8.5%	8.9%	9.4%	9.8%
項目		H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1		
都道府県警察に採用された女性警察官のうち警部以上の人数		349人	392人	447人	498人	553人		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ 防災の現場における女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	<p>① 消防吏員、警察官、自衛官、海上保安官等について、意欲のある女性とその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用拡大に取り組むとともに、職場環境の整備、職業能力の向上及び心身の健康の保持増進に取り組む。</p> <p>② 男女共同参画の推進の観点から、毎年の女性の採用者数を引き上げることにより女性の消防吏員比率を高めるとともに、女性の消防吏員がいない消防本部については、これを早期に解消し、可能な限り速やかに複数人を確保するよう、各消防本部等に対して要請する。</p>
(2)	主な施策の取組状況	<p>女性の採用・登用の拡大への取組や女性消防吏員の比率が高まるよう、消防庁では、主に以下の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性を対象とした説明会(ワンデイ・インターンシップ)の実施</li> <li>・ 現役女性消防吏員をモデルとしたポスターの作成</li> <li>・ 女性消防吏員の活躍の情報を総合的に提供するポータルサイトの運営、採用 試験検索機能の更新</li> <li>・ 女性活躍推進に関する取組事業の支援</li> <li>・ 女性活躍推進アドバイザーによる講演</li> <li>・ 女性専用施設(浴室、仮眠室等)の整備を特別交付税にて措置</li> <li>・ 消防大学校における幹部職員等に対する女性活躍に関する講義及び「女性活躍推進コース」の実施並びに各教育課程への女性職員優先受講枠の設定</li> <li>・ 女性活躍ガイドブックの作成による優良事例の周知</li> </ul>
(3)	取組結果に対する評価	<p>これまでの取組により、各消防本部においても男女共同参画の推進の重要性が認識され、平成27年度から平成31年度までの間に、女性のいない消防本部が110本部減少して178本部となり、全国の女性消防吏員が858名増加するなど、取組が進んでいる。ただし、成果目標には現時点で達成に至っておらず、引き続き取組を推進する必要がある。</p>
(4)	今後の方向性、検討課題等	<p>女性が採用されていない178消防本部が、早期に女性消防吏員を確保できるよう、フォローアップを行うとともに、女性消防吏員の比率を高められるよう、女性を対象とした説明会(ワンデイ・インターンシップ)の実施等の各取組を継続的に実施する。</p>

(5)	<p>関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値</p>	<p>&lt;成果目標&gt; 消防吏員に占める女性の割合:5%(令和8年度当初) (消防吏員に占める女性の割合:2.9%(平成31年4月1日速報値))</p> <p>&lt;参考指標&gt; 女性消防吏員のいない消防本部の数:178本部(平成31年4月1日速報値)</p>
(6)	<p>参考データ、関連 政策評価等</p>	<p>【女性比率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官 9.4%(平成30年4月)</li> <li>・自衛官 6.5%(平成30年3月末)</li> <li>・海上保安官 6.2%(平成29年度)</li> </ul> <p>(出典):内閣府男女共同参画局HP等</p>

## 第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	11	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1	防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	防災の現場における女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		-
	⑤具体的な取組 (内容)		① 消防吏員、警察官、自衛官、海上保安官等について、意欲のある女性ができるよう、女性の採用・登用拡大に取り組むとともに、職場環境の整備、職業能力の向上及び心身の健康の保持増進に取り組む。
(2)	主な施策の取組状況		<p>(1)採用拡大 ・女性の採用拡大のため、職員募集パンフレット等において女性職員を積極的に取り上げた。</p> <p>(2)登用拡大 ・女性の職域拡大のため、毎年女性配置のポストの状況を周知し、女性職員配置を見える化した。</p> <p>(3)職場環境の整備 ・職員に対するセクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に係る研修等を定期的実施するとともに、若手女性職員の増加を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント苦情相談等の仕組みについても機会あるごとに周知を図った。また、被服について、女性の意見を取り入れたマタニティ服を新たに導入した。</p> <p>(4)能力向上 ・女性職員の業務意識・キャリア意識の向上、不安の解消と活躍の推進のため、毎年本庁及び各管区にて女性職員を対象とした研修を実施した。 ・職員に男女共同参画の意識を醸成するため、海上保安大学校(年1回)、海上保安学校(年2回)学生に対し、男女共同参画に関する研修を実施した。</p> <p>(5)心身の健康保持増進 ・女性職員が抱える悩みや心配事の相談ができる体制を作るため、メンター制度の充実に努めた。また、女性専用の交流サイトや目安箱(電子メール用)を設置し、女性職員同士の情報交換の場を提供するとともに女性職員から職場環境改善等に関する意見・要望を広く収集した。 ・結婚や出産等により働き方が変わる転換点にある女性職員や子育て中の女性職員が、自身のライフイベントを踏まえ、辞職を選択せず、仕事と家庭を両立させ、働き続けられるキャリアプランについて人事担当者と情報共有するため、必要に応じて人事担当者により面談(キャリア面談)を実施した。</p>
(3)	取組結果に対する評価		<p>女性海上保安官の登用については、女性職員の不安解消にかかるこれまでの取組等により、ライフイベントを経た離職が減少し、現場のポスト(保安部署長、巡視船艇船長、鑑識官、制圧指導官等)に女性を配置するなど、着実に進展している。</p> <p>海上保安庁の採用者の大半を占める海上保安大学校及び海上保安学校の合格者に占める女性の割合は、直近のもの(平成31年4月採用)において16.1%と国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の目標値(30%以上)と比較して低い状況である。</p> <p>海上保安庁の現場における女性の参画状況について広く理解を得る必要がある。</p>

(4)	今後の方向性、検討課題等	今後、既存の取組を継続するとともに、海上保安庁の現場における女性の参画状況について広く理解を得るため、新たな手法による情報発信を検討する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<p>&lt;成果目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合(H31.4.1現在) 16.1%</li> <li>・国家公務員の各役職段階に占める女性の割合(R1.7.1現在) 係長相当職(本省) 8.4%、地方機関課長・本省補佐級相当職 1.5% 本省課室長級相当職 1.0%、指定職相当 0%</li> </ul>
(6)	参考データ、関連政策評価等	<p>女性海上保安官の職員数及び割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年 882人(6.5%)</li> <li>・平成29年 917人(6.7%)</li> <li>・平成30年 982人(7.0%)</li> <li>・平成31/令和元年 1059人(7.5%)</li> </ul> <p>※育児休業、病気休職の女性職員を含む</p>

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ 防災の現場における女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	① 消防吏員、警察官、自衛官、海上保安官等について、意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用拡大に取り組むとともに、職場環境の整備、職業能力の向上及び心身の健康の保持増進に取り組む。
(2)	主な施策の取組状況	巡視船艇の建造に際し、女性職員の意見を踏まえつつ、女性に配慮した設備を備えた巡視船艇等の整備を推進する。
(3)	取組結果に対する評価	巡視船艇の建造造船所において、平成29年度にヘリコプター搭載型巡視船について、実物大の女性諸室(風呂、便所、洗濯室)の模型を用いて女性職員による使い勝手を検証し、女性職員が現場で活躍するための職場環境の整備が推進された。
(4)	今後の方向性、検討課題等	今後の女性海上保安官の採用・登用の拡大のため、巡視船艇等の建造時から、女性海上保安官の意見を踏まえつつ、女性に配慮した設備の整備等、女性が働きやすい環境整備を引き続き推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ 防災の現場における女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	① 消防吏員、警察官、自衛官、海上保安官等について、意欲のある女性とその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用拡大に取り組むとともに、職場環境の整備、職業能力の向上及び心身の健康の保持増進に取り組む。
(2)	主な施策の取組状況	<p>防衛省においては、「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2027年度までに全自衛官に占める女性割合を9%以上とすることなどを目標に、女性職員の採用・登用の積極的な拡大</li> <li>・自衛隊の任務の特殊性を踏まえた庁内託児施設の整備や災害派遣の緊急登庁時における子どもの一時預かりのための態勢整備</li> <li>・職員のワークライフバランス推進、意識啓発のための講演会や研修の実施等の取組を推進している</li> </ul>
(3)	取組結果に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の採用・登用について 各駐屯地や基地等における庁舎や隊舎及び女性用トイレ、浴場等を整備することにより、女性隊員の生活・勤務環境を整備するとともに、女性自衛官の配置制限の全面的な解除などにより、自衛官の採用・登用に係る目標について早期達成を実現した(別添参考資料のとおり)</li> <li>・庁内託児施設の整備について 庁内託児施設については8箇所、緊急登庁時における子どもの一時預かりについては188箇所に整備し、子育てをする隊員が任務に専念するための取組を推進した</li> <li>・職員のワークライフバランス推進、意識啓発のための講演会や研修について 毎年、本省及び各駐屯地、基地等において、部外講師を招いて啓発講演会を開催し、育児・介護等と両立して働ける雰囲気醸成した</li> </ul>
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、自衛隊の精強性を確保しつつ、あらゆる隊員が持てる能力を十分に発揮できる環境を整備するため、女性活躍とワークライフバランスの推進に係る施策を推進する

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連 政策評価等	<p>           &lt;女性自衛官の在職者推移&gt;            平成31年(2019年)3月末現在女性自衛官は15,734名(全自衛官現員の約6.9%)         </p> <p>           (人数)            17,000 16,000 15,000 14,000 13,000 12,000 11,000 10,000 9,000 8,000 7,000 6,000 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 0         </p> <p>           29 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (年度)         </p> <p>           H31.3.31現在         </p> <p>           8.0% 7.0% 6.0% 5.0% 4.0% 3.0% 2.0% 1.0% 0.0%         </p> <p>           女性自衛官(陸)            女性自衛官(海)            女性自衛官(空)            女性自衛官/自衛官総数         </p>

	目標策定時	現状	目標(※)
<b>事務官の採用関係</b>			
事務官等の採用者に占める女性割合	21.7% (平成27年4月1日付け採用者)	37.3% (平成31年4月1日付け採用者)	30%以上 (平成28年度以降)
<b>自衛官の採用関係</b>			
自衛官の採用者に占める女性割合	9.4% (平成26年度)	15.7% (平成30年度)	10%以上 (平成29年度以降)
<b>事務官等における登用関係</b>			
本省課長相当職に占める女性割合	1.0% (平成27年7月)	2.2% (令和元年7月)	2% (平成32年度まで)
地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性割合	3.5% (平成27年7月)	6.0% (令和元年7月)	5% (平成32年度まで)
係長相当職(本省)に占める女性割合	14.5% (平成27年7月)	28.2% (令和元年7月)	27% (平成32年度まで)
<b>自衛官における登用関係</b>			
佐官以上に占める女性割合	3.1% (平成26年度末)	3.9% (平成30年度末)	現状の3.1%超 (平成32年度末まで)

(※)「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」(平成27年1月28日防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部決定)

	目標策定時	現状	目標(※)
自衛官の採用関係			
自衛官の採用者に占める女性割合	9.4% (平成26年度)	15.7% (平成30年度)	10%以上 (平成29年度以降)
自衛官における登用関係			
佐官以上に占める女性割合	3.1% (平成26年度末)	3.9% (平成30年度末)	現状の3.1%超 (平成32年度末まで)

(※)「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」(平成27年1月28日防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部決定)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ 防災の現場における女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	③ 男女共同参画の推進の観点から、女性のいない消防団については、これを解消することを目指すよう、地方公共団体に対して、より一層の女性消防団員の入団を促進するよう要請するとともに、特に、女性のいない消防団に対しては、積極的な取組を要請する。また、好事例の周知等により、女性消防団員が活動しやすい環境を整備するよう要請する。
(2)	主な施策の取組状況	第4次男女共同参画基本計画の決定後、各都道府県知事及び各政令指定都市市長宛に、地域の実情に応じて主体的な数値目標を設定するなど、具体的な取組の積極的な推進について、通知した。 また、都道府県男女共同参画主管課長等会議や、地方公共団体等の職員を対象とした男女共同参画を担当する初任者研修を毎年度実施し、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組について、事例紹介等情報の提供、共有に努めている。
(3)	取組結果に対する評価	消防団員の女性比率は緩やかながらも着実に上昇している。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、地方公共団体等に対する情報の共有等を通じて、女性の消防団への加入促進等について要請する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	消防団員に占める女性の割合 10%を目標としつつ当面5%(平成38年当初) 平成30年4月1日現在、3.1%
(6)	参考データ、関連政策評価等	-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ 防災の現場における女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	男女共同参画の推進の観点から、女性のいない消防団については、これを解消することを目指すよう、地方公共団体に対して、より一層の女性消防団員の入団を促進するよう要請するとともに、特に、女性のいない消防団に対しては、積極的な取組を要請する。また、好事例の周知等により、女性消防団員が活動しやすい環境を整備するよう要請する。
(2)	主な施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性や若者等の入団を促進するため、地方公共団体が、地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援(例:女性分団の新設に要する経費等を支援)した。</li> <li>・女性消防団員等の活躍を加速させるための「地域防災カシンポジウム」を各地で開催し、地域防災の重要性についての理解を深めることと併せて、地域特性を踏まえつつ、先進事例を共有しながら、現状の課題の分析・解決を図った。</li> <li>・全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させた。</li> <li>・各都道府県知事、各市町村長あてに大臣書簡及び通知を発送し、女性の消防団への加入促進に向けた積極的な取組を要請した。</li> </ul>
(3)	取組結果に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性消防団員数は、平成30年4月1日現在25,981人であり、計画策定年度である平成27年4月1日現在の22,747人と比べ3,234人増加している。消防団員全体に占める割合も2.6%から3.1%に上昇しており、団員の総数が減少する中、女性消防団員の数は年々増加している。</li> <li>・また、女性消防団員のいない消防団の数は、平成30年4月1日現在637団であり、計画策定年度である平成27年4月1日現在と比べ94団減少している。</li> </ul>
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、女性の消防団への加入促進に向けた取組を促すとともに、特に、女性消防団員のいない消防団に対しては、積極的な取組を要請する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;成果目標&gt;</li> <li>・消防団員に占める女性の割合 3.1%(平成30年4月1日現在)</li> <li>&lt;参考指標&gt;</li> <li>・女性消防団員のいない消防団の数 637(平成30年4月1日現在)</li> </ul>
(6)	参考データ、関連政策評価等	-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
①分野	11	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
②施策	1	防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
③具体的な取組 (大項目)	ウ	防災施策への男女共同参画の視点の導入
④具体的な取組 (小項目)		-
(1)	⑤具体的な取組 (内容)	<p>① 男女共同参画の視点が地域防災計画に反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、防災における男女共同参画の推進を図る。</p> <p>⑦ 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動等が推進されるよう、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を行うとともに、地方公共団体や男女共同参画センターに先進的な取組事例等の情報提供を行うなどの支援を行う。また、女性リーダーが地域防災の現場で活躍できる仕組みを検討する。</p> <p>⑧ 防災施策の立案及び実施に当たっては、女性、子供・若者、高齢者、障害者、外国人等を含めた多様な住民の意見を反映させる。また、事前の備えや避難行動等に関して、多様な住民に対する学習機会の拡充を図る。</p>
(2)	主な施策の取組状況	<p>①、⑧第4次男女共同参画基本計画策定以降、計5回都道府県(市町村)は、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨防災基本計画に盛り込んだ。また、当該計画を災害対策基本法第34条第2項の規定に基づき、各都道府県宛て通知した。</p> <p>⑦ 第4次男女共同参画基本計画策定以降、計5回市町村(都道府県)は自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るべきことや、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、その際女性の参画の促進に努めるものとする旨を防災基本計画に盛り込んだ。また、当該計画を災害対策基本法第34条第2項の規定に基づき、各都道府県宛て通知した。</p>
(3)	取組結果に対する評価	
(4)	今後の方向性、検討課題等	同取組を継続して実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	11	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立																																																																																																	
	②施策	1	防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進																																																																																																	
	③具体的な取組(大項目)	ウ	防災施策への男女共同参画の視点の導入																																																																																																	
	④具体的な取組(小項目)		-																																																																																																	
	⑤具体的な取組(内容)		<p>① 男女共同参画の視点が地域防災計画に反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、防災における男女共同参画の推進を図る。</p> <p>④ 災害時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と連携を図りながら、避難所等において相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知するよう、地方公共団体等に対して要請する。</p>																																																																																																	
(2)	主な施策の取組状況		<p>・平成28年度まで、地域における女性活躍推進モデル事業により、男女共同参画の視点による地域の防災に係る先進的な取組を支援し、展開した。</p> <p>・男女共同参画通知による要請の他、会議や研修の場等を活用し、随時、防災における男女共同参画の推進を図った。</p> <p>・男女共同参画の視点からの防災・復興に係る啓発事業を地方公共団体から収集し、男女局HPに掲載することで、周知した。</p> <p>・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を元に、地方公共団体向けの研修プログラムを作成・公表(H28.6)し、地方公共団体職員を対象として説明会・体験会を実施した。また、H29年度に11地方公共団体で本プログラムを活用した研修を試行的に実施した。</p> <p>・H28年熊本地震における被災自治体・応援自治体・支援団体の男女共同参画の視点からの取組状況を調査し、提言をとりまとめた「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査」として公表(H29.3)。</p> <p>・この他、随時、単独または関連省庁と連携し、文書により都道府県に対し、取組を依頼した。</p>																																																																																																	
(3)	取組結果に対する評価		<p>地方防災会議における女性委員比率が徐々に上昇するなど、男女共同参画の視点を地域防災に反映する体制は進んできたと考えられるが、地域による差が生じている。市区町村、特に町村で女性委員がいない防災会議が多く残ることから、取組を促進する必要がある。</p>																																																																																																	
(4)	今後の方向性、検討課題等		<p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定から6年が経過し、指針策定後に発生した様々な災害における取組や知見等を踏まえて同指針の見直し・改定を進めていおり、内容の充実や指針内容の浸透等について、検討を進める。</p>																																																																																																	
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<p>◎都道府県防災会議委員の女性割合：15.7%</p> <p>◎市町村防災会議委員の女性割合：8.4%</p> <p>&lt;参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（平成30（2018）年）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">防災会議合計</th> <th colspan="7">防災会議の委員に占める女性の割合</th> <th rowspan="2">女性の割合の平均(%)</th> </tr> <tr> <th>0% (いない)</th> <th>1~5% 未満</th> <th>5~10% 未満</th> <th>10~20% 未満</th> <th>20~30% 未満</th> <th>30~40% 未満</th> <th>40% 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>(会議数) 47</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>29</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%)</td> <td>0.0</td> <td>2.1</td> <td>21.3</td> <td>61.7</td> <td>8.5</td> <td>0.0</td> <td>6.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>(会議数) 1,608</td> <td>385</td> <td>231</td> <td>471</td> <td>438</td> <td>63</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%)</td> <td>100.0</td> <td>23.9</td> <td>14.4</td> <td>29.3</td> <td>27.2</td> <td>3.9</td> <td>0.8</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>市 区</td> <td>(会議数) 778</td> <td>46</td> <td>100</td> <td>280</td> <td>291</td> <td>46</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%)</td> <td>100.0</td> <td>5.9</td> <td>12.9</td> <td>36.0</td> <td>37.4</td> <td>5.9</td> <td>1.2</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>町 村</td> <td>(会議数) 830</td> <td>339</td> <td>131</td> <td>191</td> <td>147</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%)</td> <td>100.0</td> <td>40.8</td> <td>15.8</td> <td>23.0</td> <td>17.7</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>		防災会議合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合の平均(%)	0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	都道府県	(会議数) 47	0	1	10	29	4	0	3	15.7		(%)	0.0	2.1	21.3	61.7	8.5	0.0	6.4		市区町村	(会議数) 1,608	385	231	471	438	63	13	7	8.4		(%)	100.0	23.9	14.4	29.3	27.2	3.9	0.8	0.4	市 区	(会議数) 778	46	100	280	291	46	9	6	10.4		(%)	100.0	5.9	12.9	36.0	37.4	5.9	1.2	0.8	町 村	(会議数) 830	339	131	191	147	17	4	1	5.5		(%)	100.0	40.8	15.8	23.0	17.7	2.0	0.5	0.1
	防災会議合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合の平均(%)																																																																																											
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上																																																																																												
都道府県	(会議数) 47	0	1	10	29	4	0	3	15.7																																																																																											
	(%)	0.0	2.1	21.3	61.7	8.5	0.0	6.4																																																																																												
市区町村	(会議数) 1,608	385	231	471	438	63	13	7	8.4																																																																																											
	(%)	100.0	23.9	14.4	29.3	27.2	3.9	0.8	0.4																																																																																											
市 区	(会議数) 778	46	100	280	291	46	9	6	10.4																																																																																											
	(%)	100.0	5.9	12.9	36.0	37.4	5.9	1.2	0.8																																																																																											
町 村	(会議数) 830	339	131	191	147	17	4	1	5.5																																																																																											
	(%)	100.0	40.8	15.8	23.0	17.7	2.0	0.5	0.1																																																																																											

男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査より  
「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の認知度・活用状況

③「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の  
認知・活用状況

(上段:回答数、下段:%)

			有	無	無回答
被災自治体	男女共同参画 担当主管課	認知状況	24	14	1
			61.5	35.9	2.6
	活用状況		12	26	1
			30.8	66.7	2.6
	防災担当 主管課	認知状況	16	23	0
			41.0	59.0	0.0
活用状況		8	31	0	
		20.5	79.5	0.0	
応援自治体	男女共同参画 担当主管課	認知状況	583	256	20
			67.9	29.8	2.3
	活用状況		205	633	21
			23.9	73.7	2.4
	防災担当 主管課	認知状況	532	312	15
			61.9	36.3	1.7
活用状況		278	566	15	
		32.4	65.9	1.7	

(6) 参考データ、関連  
政策評価等

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ 防災施策への男女共同参画の視点の導入
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	② 男女共同参画の視点が地区防災計画に反映されるよう、地域の住民への周知を地方公共団体に対して要請する。 ⑥ 消防団、水防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会、人権擁護委員、男女共同参画センター等、関係する機関・団体が合同で研修や訓練を実施し、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する知識を普及する。
(2)	主な施策の取組状況	第4次男女共同参画基本計画策定以降、「ジェンダーと防災に関する有識者懇談会」を設置し、女性が事前防災で活躍することにより、災害による被害を軽減する方策等についての検討を行い、報告書としてとりまとめ、ホームページ等で公表している。また、防災に関する総合イベントである「防災推進国民大会」において、女性の参画について普及啓発を行っている。
(3)	取組結果に対する評価	自主防災組織を中心に、地域住民等が取り組む「地区防災計画」においては、地域の女性、高齢者、障害者等が計画策定に参加している事例が多くみられるようになり、多様性を踏まえた地域防災の取組が推進されている。 (参考) ○埼玉県狭山市入曽地区防災計画(平成30年3月策定) ○世田谷区上馬地区防災計画(平成29年1月策定)
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、市町村、地域住民等が協力して地区防災計画等の策定、実施に取り組めるよう、シンポジウムの開催による知識の普及、優良事例の公表・紹介による横展開、地域への専門家の派遣など、様々な支援の取組を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-
(6)	参考データ、関連政策評価等	-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ウ 防災施策への男女共同参画の視点の導入
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	<p>③ 避難所運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう、避難所運営等に関する実態調査の結果も踏まえ、避難所運営マニュアルの整備等を含め、地方公共団体等に対して取組を要請する。</p> <p>④ 災害時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、男女共同参画センターや民間支援団体等と連携を図りながら、避難所等において相談窓口や女性に対する暴力等の予防の方法について周知するよう、地方公共団体等に対して要請する。</p>
(2)	主な施策の取組状況	③、④平成28年4月に策定した「避難所運営ガイドライン」において、避難所運営に必要な事項として、チェックリスト形式で女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや、避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保すること等を挙げている。
(3)	取組結果に対する評価	
(4)	今後の方向性、検討課題等	同取組を継続して実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
	③具体的な取組(大項目)	ウ 防災施策への男女共同参画の視点の導入
	④具体的な取組(小項目)	-
	⑤具体的な取組(内容)	⑤ 防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。特に、防災担当職員や指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む。
(2)	主な施策の取組状況	内閣府(防災担当)では「危機事態に迅速・的確に対応できる人」「国・地方のネットワークを形成できる人」を「防災スペシャリスト」の人材像とし、国や地方公共団体等の職員を対象とした「防災スペシャリスト養成研修 有明の丘基幹的広域防災拠点施設を活用した研修」を実施している。 この研修の個別対策コース「被災者支援」においては、避難所運営を円滑にするためには、男性と女性のリーダーを配置するとともに、女性の主体的な参画を目指す必要性があることや、「災害への備え」においては、家庭防災向上には女性の関わりが重要であることなど、男女共同参画の視点に立った防災対策について紹介するなど、男女共同参画の視点を踏まえた講義を盛り込んでいる。
(3)	取組結果に対する評価	防災施策に男女共同参画の視点を反映していくことは重要であることから、引き続き防災関係者に対する研修において、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る講義を盛り込んでいく必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、防災スペシャリスト養成「有明の丘基幹的広域防災拠点施設を活用した研修」の講義に、男女共同参画の視点を織り込んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-
(6)	参考データ、関連政策評価等	-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	2 復興における男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	① 復興に関する各種の有識者会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。 ② 復興計画の策定や推進のための委員会等において、女性委員の割合について、30%目標が達成できるよう、地方公共団体に対して女性の参画拡大に向けた取組を進めるよう要請する。 ③ 被災地の住民との合意形成が重要となる復興まちづくりに当たっては、協議会等の構成員への女性の参画を拡大するよう要請する。
(2)	主な施策の取組状況	第4次男女共同参画基本計画策定以降、計5回(令和元年9月現在)、防災基本計画において、「被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。」という文言を盛り込み、災害対策基本法第34条の規定に基づき、各都道府県宛て通知した。
(3)	取組結果に対する評価	
(4)	今後の方向性、検討課題等	同取組を継続的に実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
①分野	11	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
②施策	2	復興における男女共同参画の推進
③具体的な取組 (大項目)	イ	東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入
④具体的な取組 (小項目)		-
(1) ⑤具体的な取組 (内容)		<p>① 各種の復興施策の実施に際して、女性、子供・若者、高齢者、障害者、外国人等を含めた多様な住民の意見を反映させることができるよう、被災地の地方公共団体等を支援する。地方公共団体に対しては、女性を始め、多様な住民の意見を反映できるよう、地域の住民ニーズや地域の課題等を把握することを要請する。</p> <p>② 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するための研修等を行う。具体的には、復興に係る意思決定の場への女性の参画を促進することや、女性に対する暴力等の被害者を発見したときの対応を含め被災者や支援者等の双方が不適切な対応を行うことのないようにすることなどの内容を盛り込む。</p> <p>③ 被災地における生活再建や就労支援を推進し、女性の活躍をより促進するため、各種施策や参考となる事例等の情報を、地方公共団体等と連携・協働し、被災地の女性や女性グループを始め、多様な主体に行き渡るよう工夫して提供する。また、仮設住宅や災害公営住宅における孤立等を防止する取組の事例等の情報を提供する。</p> <p>④ 復興に係る統計情報等について、統計情報等の取得の目的等を考慮し、地方公共団体等の協力を得ながら男女別データを把握し、まちづくり等の復興施策への活用を働きかける。なお、被災地の住民の意向を調査する場合には、男女別、世代別等のニーズが把握できるよう、地方公共団体等に対して、調査方法や集計方法の工夫を働きかける。</p>
(2) 主な施策の取組状況		<p>東日本大震災からの復興過程における男女共同参画の現状を把握するとともに、今後取り組むべき内容等の参考とするため、「復興と男女共同参画等に関する調査」を実施し、公表。</p> <p>また、主に女性が中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。2012年11月以降、112事例(平成31年4月現在)をとりまとめ、ホームページで公表。</p> <p>パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて、復興において男女共同参画の視点を持つことの必要性を浸透させるための活動を実施。</p>
(3) 取組結果に対する評価		東日本大震災の被災地において男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけることによって、復興過程における男女共同参画の進展に一定の寄与。
(4) 今後の方向性、検討課題等		被災者の支援やコミュニティの維持・形成、産業・生業の再生等において、多様な担い手の参画や女性活躍が重要であることから、復興過程における男女共同参画を引き続き、推進する。
(5) 関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		-
(6) 参考データ、関連政策評価等		-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	2 復興における男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	② 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、地方公共団体、男女共同参画センター等と連携・協働し、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するための研修等を行う。具体的には、復興に係る意思決定の場への女性の参画を促進することや、女性に対する暴力等の被害者を発見したときの対応を含め被災者や支援者等の双方が不適切な対応を行うことのないようにすることなどの内容を盛り込む。
(2)	主な施策の取組状況	男女共同参画の視点による防災研修プログラムを作成・公表(H28.6)し、地方公共団体の職員向けの説明会及び体験会を実施。加えて、平成29年度には、11の地方公共団体で試行的に本プログラムを活用した研修を実施した。また、「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」において、地方公共団体が本プログラムを活用した防災研修事業を対象を含め、支援した。
(3)	取組結果に対する評価	地方公共団体向けの説明会では、説明会の満足度は「大変参考になった」「参考になった」とする参加者が97%、「研修を実施してみたいと思った」が84%と手ごたえがあった。
(4)	今後の方向性、検討課題等	本プログラムの基礎となっている「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」については、改定のための検討を始めており、今後の地方公共団体に対する研修等、指針内容の浸透についても検討を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	3 国際的な防災協力における男女共同参画
	③具体的な取組 (大項目)	—
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	<p>① 我が国の経験を国際社会と共有し、災害に強靱な社会を構築するためには、様々な意思決定に女性のリーダーシップと参画の平等な機会を確保することが必要であることを国際社会に発信する。発信に当たっては、NGO等と連携する。</p> <p>② 防災と男女共同参画の分野における国際的なリーダーシップを発揮するとともに、第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」等が求める事項が国内において着実に実行されるよう取り組む。</p>
(2)	主な施策の取組状況	第4次男女共同参画基本計画策定以降、「ジェンダーと防災に関する有識者懇談会」を設置し、女性が事前防災で活躍することにより、災害による被害を軽減する方策等についての検討を行い、報告書としてとりまとめ、ホームページ等で公表している。また、インド等との二国間防災協力会議等の場において、地区防災計画の取組を通じた女性の参画について情報発信を行っている。
(3)	取組結果に対する評価	<p>全員参加型によるインクルーシブな防災の取組を国内外での共有により、地域住民等が取り組む「地区防災計画」においては、地域の女性、高齢者、障害者等が計画策定に参加している事例が多くみられるようになり、多様性を踏まえた地域防災の取組が推進されている。</p> <p>(参考)</p> <p>○埼玉県狭山市入曽地区防災計画(平成30年3月策定)</p> <p>○世田谷区上馬地区防災計画(平成29年1月策定)</p>
(4)	今後の方向性、検討課題等	引き続き、市町村、地域住民等が協力して地区防災計画等の策定、実施に取り組めるよう、シンポジウムの開催による知識の普及、優良事例の公表・紹介による横展開、地域への専門家の派遣など、様々な支援の取組を行い、「仙台防災枠組」が提唱する全員参加型によるインクルーシブな防災を推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
	②施策	3 国際的な防災協力における男女共同参画
	③具体的な取組 (大項目)	-
	④具体的な取組 (小項目)	-
	⑤具体的な取組 (内容)	<p>① 我が国の経験を国際社会と共有し、災害に強靱な社会を構築するためには、様々な意思決定に女性のリーダーシップと参画の平等な機会を確保することが必要であることを国際社会に発信する。発信に当たっては、NGO等と連携する。</p> <p>② 防災と男女共同参画の分野における国際的なリーダーシップを発揮するとともに、第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」等が求める事項が国内において着実に実行されるよう取り組む。</p> <p>③ 「仙台防災協カイニシアティブ」(平成27年3月14日)に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。</p>
(2)	主な施策の取組状況	<p>2015年に安倍総理は2018年までの4年間で40億ドルの協力と4万人の防災・復興人材育成を含む「仙台防災協カイニシアティブ」を発表し、2018年末までに約50億ドルの協力と7万人の人材育成を行い、元のコミットメントを超える貢献を実現。</p> <p>2019年に安倍総理は洪水対策等の実施により少なくとも500万人に対する支援等を示した「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」を発表し、防災の国際貢献を推進している。</p>
(3)	取組結果に対する評価	「仙台防災協カイニシアティブ」において、津波防災に関する女性のリーダーシップ研修を開催するなど、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等	仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2の推進にあたっては、男女共同参画の視点も踏まえて援助を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-
(6)	参考データ、関連政策評価等	-